

〔 用語解説 〕

用 語	解 説
<p>社会福祉法第 6 条第 2 項 （福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） （P7 関係）</p>	<p>第 6 条 第 2 項 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
<p>社会福祉法第 106 条の 3 （包括的な支援体制の整備） （P7 関係）</p>	<p>市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。</p> <p>1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業</p> <p>2 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業</p> <p>3 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業</p> <p>2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。</p>
<p>フリースペース （P40 関係）</p>	<p>人との関わりづらさのある方等が、その場の参加者同士でコミュニケーションを図ったり、何かしらの創作活動等とともに行うことで、気兼ねのない集まりを体験し、相談できる仲間づくりや社会参加の後押しとなる空間（居場所）のこと。</p>

用 語	解 説
ピアサポーター (P42 関係)	<p>「ピア (peer)」は仲間や同僚という意味があり、ある問題の当事者が同じ問題を抱える者を仲間の立場で支援し合うことをピアサポートという。</p> <p>ピアサポーターは、自らの体験に基づいて、仲間の困りごとや、悩み事を支援する人のことをさす。</p>
C S R 活動 (P45 関係)	<p>C S R (Corporate Social Responsibility) とは、企業が収益を上げ、配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、経営資源を使って、人権に配慮した適性な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮など、企業が市民として製品やサービスを社会に提供するなどの事業活動を行うこと。</p>
インフォーマルサービス (P46 関係)	<p>公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援以外の支援のこと。</p> <p>具体的には、家族や近隣住民、友人、ボランティア、非営利団体 (NPO) などの制度に基づかない援助などが挙げられる。</p>